

公 告

令和6年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が南国市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年7月7日

南国市監査委員	塩 崎 泰
南国市監査委員	久 武 弘 明
南国市監査委員	神 崎 隆 代

令和6年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、次のとおりである。

指摘事項	措置状況
<p>(3) 準公金の管理について</p> <p>PTA 会費や生徒会費については、これまでの取り組みの結果、ほとんどが口座振替となっている。一部保護者の都合で口座振替のできていないものもあるが、年度末までには全て入金されている。</p> <p>教材費について、保護者から現金を集め、取扱業者へ支払いをしているが、職員が現金を扱うことのないよう、可能な限り保護者から直接業者へ支払いが行われるよう検討されたい。</p> <p>(5) 備品及び薬品類の管理について</p> <p>備品類については、備品管理台帳で管理することになっており、毎年台帳どおりに備品が存在するの点を点検し、点検結果は管理者(各学校長)に報告することとされている。</p> <p>報告書には、点検漏れの備品や「不明」とされているものなどがあり、十分な点検が行われたのか疑わしいものがあった。また、各備品には台帳の内容をラベルにして各備品に貼ることになっているが、点検時に「ラベルなし」となったまま、新たなラベルの貼付などなされていないものもあった。</p> <p>備品は、児童生徒の学習の用に供するものであるが、一方では南国市民の財産でもある。市民の財産を適切に管理することは公務に携わる職員として当然の責務である。学校には膨大な数の備品が存在し、その点検には多大な労力を要することは理解するが、それがために財産の管理が疎かになってはならない。点検を丁寧に行い、点検結果に基づき適切な処理に努めること。</p> <p>また、理科室や理科準備室等での薬品管</p>	<p>(3) 準公金の管理について</p> <p>教材費の取り扱いについて、保護者から直接業者に支払うことは、多数の保護者の入金管理事務が業者側に発生することや振込毎に保護者に手数料負担の恐れがあること、保護者氏名を業者側に提供することが必要となることなど、現時点ではクリアすべき問題があると考えております。いずれにしても、今後も可能な限り職員が現金を扱うことのないように努めます。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(5) 備品及び薬品類の管理について</p> <p>学校においては、他部署に比べてかなり多くの備品が存在していますが、定期監査の指摘を頂いた後に、学校内における備品を点検することにより、適宜、物品異動(他校等への保管転換や廃棄)の届出を行っております。また、夏休みを利用して薬品の残量やカセットコンロの保管、備品シールの貼布等の確認をするよう、4月15日の校長会で教育長が全小中学校の校長に指示をしております。また、学校が夏休みである8月中に、一度校内の安全点検をするように、校長会で教育長が指示をしております。</p> <p>(学校教育課)</p>

指摘事項	措置状況
<p>理について、鍵のかかる保管庫で保管され、管理台帳で適切に管理している学校がある一方、薬品が乱雑に置かれ、管理台帳も薬品の使用者、使用量や残量の管理など十分に行われていない学校もあった。理科室や理科準備室は施錠されており、通常は児童生徒が勝手に入ることはできないようであるが、薬品の中には危険なものもあるため、その管理には細心の注意を払い適切な管理に努めること。</p> <p>なお、薬品ではないもののカセットコンロ用のガスボンベが多数保管されていた。児童生徒の手の届くところに保管しないなどの配慮が必要であると思料されるので保管方法を検討すること。</p> <p>(6) 物品等の購入について</p> <p>消耗品等の購入や印刷等の依頼にあたっては、これまでも、価格の競争性を保つことと併せて、南国市内の業者の活用についてお願いしてきたところである。</p> <p>物品等については、「必要とする物品がない。至急必要となった。」などといった理由から、隣接する高知市内の業者やネット通販業者からの購入が多くみられ、南国市民の税が投入されながら南国市外の企業に金が流れるといった状況になっている。</p> <p>この様な状況を打破するためにも、教育委員会及び南国市学校事務支援室が中心となって、財政課の協力を求め予算要求時に、学校現場で年間に必要な物品の種類・数量を把握し、関係各課の協力も得る体制を構築することも検討の余地があると思料される。</p> <p>その検討課題として、市内業者に調達の可否を含めた対応策の提示を行うなど、具体策を模索することも必要であると思料される。</p>	<p>(6) 物品等の購入について</p> <p>備品購入については、校長会や学校事務職員の定例会など、機会あるごとに市内業者での購入について周知に努めてきたところです。しかしながら、周知徹底が十分でないことはご指摘のとおりです。</p> <p>4月15日(火)の校長会で再度周知を行いました。さらに、学校事務職員の定例会において、直接学校事務職員に対して周知を図っていきます。また、学校事務支援室からも、市内で取り扱い可能な業者を一覧にして市内の各小中学校に提供するとの報告を受けております。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

指摘事項	措置状況
<p>検討した具体的対応策の全てを講じることに固守せずに、可能な物品等を先行して実行するなど、スモールスタートによる成功事例を示すことも必要であると思料される。</p> <p>(7) 施設の整備及び管理状況について</p> <p>学校教育に支障のない範囲で体育館・グラウンドを開放しており、年度ごとの使用許可の受付を年度当初に行っているが、広く一般市民に門戸を広げてはいるものの、特定の団体の使用が継続しているのが実態のようである。</p> <p>学校施設の開放について、市民により一層の周知を行うなど、地域住民が容易に使えるような仕組みを再構築することも必要であると思料される。また、地区民運動会などを主催する団体の物品が学校施設内に保管されている事例があった。学校と地域の連携などを検討のうえ、適切な対応を執るようお願いする。</p> <p>学校施設の市民への開放に際してトラブルが発生した場合には生涯学習課が対応することとなるが、施設の使用が、通常は夜間・休日となるため、時間外での対応となることもある。職員の時間外勤務の削減のためにも、警備会社等への委託も検討されてはどうか。また、現在使用については無償であるが、利用者負担の原則も考慮して、委託経費の一部を負担してもらう事も検討の余地があると思料される。</p> <p>AEDが各学校に2台設置されており、多くが職員室と体育館に設置されている。うち、体育館の1台を体育館の中ではなく、体育館の外側・屋外への設置を検討されたい。職員室、体育館が開いていなくてもグラウンド利用者が使用できるうえ、夜間・休日でも学校にAEDがあることにより、地域住民の安心にもつながるものと思料される。</p>	<p>(7) 施設の整備及び管理状況について</p> <p>学校施設の開放については、今後、広報や市ホームページ等で周知を行っていきたいと思います。また、学校施設を使用している団体に対して、規定に従い目的外使用申請書を提出していただくよう周知いたします。</p> <p>学校開放業務については、職員の時間外勤務の要因の一つとなっているため、外部委託を検討したいと思います。</p> <p>使用料の徴収については、高知県・高知市ともに徴収しておりませんが、利用料を徴収している市町村もあることから、他市町村の状況等を見ながら今後判断したいと思います。</p> <p>AEDを屋外に設置することで、地域住民の安心にもつながるとは思いますが、解決しなければならない様々な課題がございます。まず、問題となるのが温度管理で、保管・使用環境の条件に温度の指定があり、外に設置する場合には、屋外専用の収納ボックスに入れる必要があります。また、高額な医療機器となりますので、盗難対策も必要となると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>

指摘事項	措置状況
<p>(9) 児童生徒の安全管理や危機管理について</p> <p>各学校に防犯カメラが設置されているが、モニターの設置場所が職員室等になく、不審者を早期に発見して児童生徒の安全を確保するという役目を果たしていない。防犯カメラ設置済みという警告と事件・事故が発生した際の事後検証としての活用にとどまっているのが現状である。</p> <p>多忙を極める学校現場において、教職員が常時校舎周辺を見回すことは困難と思われる。</p> <p>児童生徒の安全確保という当初の目的を果たせるため、不審者の侵入を寸時に感知可能な予防的防犯カメラの導入・活用について再検討をお願いする。</p>	<p>(9) 児童生徒の安全管理や危機管理について</p> <p>防犯カメラの導入については、昨年度朝ドラ「あんぱん」による来校者増加を見込み、後免野田小学校にカメラを1台追加で設置を行いました。今年度は、未設置である香南・鳶ヶ池・北陵中に設置を行う予定です。設置の際は、モニターの設置場所等についても十分な検討を行い、不審者対策等にも万全を期すようにいたします。(学校教育課)</p>
<p>(10) 学校給食について</p> <p>給食費の公会計化により、学校現場で直接給食費の徴収に携わることがなくなったが、元々口座振替に依拠していないものや口座振替に依拠しているものの実際には振替不能のものが毎月相当数にのぼっている。</p> <p>このため、納付書の送付や督促状による督促など学校教育課での事務の負担が大きくなっている。児童生徒の新入学時をとらえて口座振替の徹底を図るなど、事務負担軽減の取り組みを検討されたい。</p> <p>なお、給食費の滞納案件については、1件当たりは少額ではあるが件数が多くなれば滞納案件の解消に相当の時間を要することとなる。悪質な滞納者に対しては南国市債権管理条例に沿った毅然とした、かつ早期の対応がなされるよう検討されたい。</p> <p>また、給食の食材購入については、デジタル化可能な分野でもあり、発注・納品・検収を電子化することも、デジタル化・DX化を目指す方針に沿うものであり、導入に向けた具体的な検討をするべき時期である</p>	<p>(10) 学校給食について</p> <p>口座振替については、令和6年度から、年度初回の納付書を発送する際に、口座振替を勧奨する手紙と、申込書を同封するようにしました。また、学校関係者に対しては、比較的時間に余裕ができる夏休みなどの長期休業直前に、随時勧奨通知を発送するとともに口座振替不能通知には、口座を変更できることや手続方法をお知らせする手紙を同封するようにしました。就学前健診の時の説明会では、全員口座振替の手続きが必要であることや、納付困難な場合の制度や相談先を説明しています。これらの取組を継続して勧奨を行っていきます。また、LINEを利用して、納期限を通知することを現在検討中です。</p> <p>給食の食材購入については、高知県給食会にも問い合わせを行いました。県内でデジタル化して発注・納品・検収を電子化している例はありませんでした。また、市内業者(青果業者等)の排除につ</p>

指摘事項	措置状況
<p>と思料される。</p>	<p>ながることから、現時点では難しいと考えておりますが、とりあえず、11月の次年度分の納入希望業者の登録申請を受け付ける際に、アンケートを添付し、表計算ソフトの使用やeメールでのやりとりが可能かどうかを調査する予定です。</p> <p>また、現当該事務を担っている会計年度職員や栄養教諭には、外部につながるeメールを使用する権限が与えられていないことや、使用ソフトのライセンス不足の問題がありますので、情報政策課と協議しながら進めていきます。ただ、給食室には端末がなく、ネットワークも整備されていないこと、調理員に対するセキュリティに関する研修は実施が無かったことから、ハード整備とソフト面での対応が必要であり、実施に向けていくつかの課題を解決していく必要性があります。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>